

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(二)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American revolution (2)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.2 (1997. 1) ,p.67(215)- 103(251)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970100-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

——アメリカ革命政治思想史研究の一視角(二)——

大 森 雄太郎

第一章 印紙法危機、一七六四年—一七六六年

(四)

印紙法危機においても、その後の抵抗運動においても、植民地の政治的著作には、大きく分けて二つの目的があったといえる。第一に、植民地人は、特定の議会制定法に反対し、それを廃止に持ち込むという直接的な目的を目指していた。本国・植民地関係の危機が決定的となるまでは、ロックの抵抗権論はこの目的のために援用された。第二に、より一般的には、本国政府の新しい帝国政策に直面して、植民地人は、イギリス帝国体制の中の植民地の憲政的位置づけを模索し始め、そのために、創設以来の植民地の歴史を再検討せねばならなかった。

彼らのうちのある人々は、植民地人のアイデンティティーを探究するこの作業の中で、『統治論第二論文』から鍵となる概念を引き出した。印紙法危機においてはリチャード・ブランドが、そして一七六七年以降にはますます多くの著作者たちが、ロックの「移住の自然権」の概念を用いて、個別植民地の最初の定住以来の歴史を説明し、それによって、イギリス帝国における植民地の憲政的位置づけについての彼らの観念を明確化していった。

まづもって植民地人は、グレンヴィル政権による印紙法制定の正当化論を論駁するために、七年戦争の性格について、彼ら自身の解釈を提示せねばならなかった。本国政府によれば、七年戦争は植民地を守るためのものであり、そのために生じた多大な負債を減殺するために印

紙法が必要なのであつて、植民地人が負債の返還について何らかの責任を負うのは当然のことであつた。他方、植民地人にとっては、七年戦争は植民地を守るためではなく、イギリス帝国に新たな領土をもたらすために戦われた戦争であり、そのために植民地人が多大な人的及び物的犠牲を支払つて本国を支援したのであつた。⁽¹⁾

七年戦争に関する論争のこの局面は、植民地人による植民地の歴史的アイデンティティーの探究と一致し、恐らくはこの探究を刺激した。植民地の多くの著作者たちは次のような議論を展開した。即ち、各植民地の最初の定住者たちは、北アメリカの「自然状態」に移住し、定住したのであつて、彼らは独力で土地を征服し、耕作したのである。そしてその後も各植民地は本国の援助なしに独力で発展してきた。七年戦争に限らず、本国が植民地の発展に貢献したことはないのであり、むしろ植民地の発展が本国の発展に貢献してきたのであるから、印紙法のように植民地にとって有害な政策は、結局は本国にとつても有害なものとならざるを得ない。

植民地の過去についてのこのような解釈は、植民地の著作物に広く見られるが、しかしこの解釈は、イギリス帝国体制の中での植民地の憲政的位置づけについて、な

お二つの事柄を意味し得る。第一に、最初の定住者たちはイギリス臣民としての権利と特権を携えて北アメリカの荒地に移住して来た、との議論が展開された。多くの著作者たちが北アメリカを自然状態にあつたとしたが、しかしこの場合の自然状態は憲政的真空状態を意味し得ない。彼らが、植民地の特許状を国王と植民地人との間の契約であると主張する際も、それによつて彼らは、植民地人が大西洋を渡る際に、イギリス臣民としての権利と特権を携えてきたことを強調しようとしていたのである。そして彼らが「同意なければ課税なし」と主張し、植民地人が植民地の内的事柄に対する権限を持つと主張したのも、イギリス臣民としての植民地人の権利を強調する主張に他ならなかつた。第二に、これとはちがつて、最初の定住者たちは、本国イギリスから移住して出た時点ですでにイギリス臣民ではなくなつていたのであつて、北アメリカの自然状態で彼ら自身の市民社会の新たな歴史を開始したのである、との議論も展開された。この場合植民地人は、特許状に体现される、彼らとイギリス国王との間で結ばれた統治契約を通じてのみ、イギリス国王の臣民となるのであり、この特許状に基づいて、課税権は植民地代議会に保証されていることになる。但し、

以上の二つの議論はむしろ理念型と言うべきである。個々のパンフレットや新聞エッセイの論述の中で、これら二つの議論を明確に区別するのは難しく、両者が分ちがたく混在しているのが普通である。しかし中には、両者の相違に敏感な著作者もいた。一例を見てみよう。

印紙法が廃止される直前の一七六六年二月に、「ブリタナス・アメリカナス」が『ポストン・ガゼット』に短いエッセイを寄稿している。⁽²⁾ 著者は、最初の定住の性格についての議論に対して、いく分か冷静な観察者であるかのような論調を取りつつ、二種類の議論の相違に注意を喚起している。即ち、

このカントリー「ニュー・イングランド」の最初の定住者たちがここに移植して入ってきた時、彼らは、自然状態にあったとみなされるべきか、さもなければ、彼らがそこから移住して来たあの王国の臣民であったとみなされるべきか、のいづれかでなければならぬ。

もしも、最初の定住者たちが、イギリス臣民としてニュー・イングランドに移住して来たのであれば、彼ら

と彼らの子孫は、「特許状によって裏づけられなくとも、そのようなもの「イギリス臣民」としての、あらゆる権利、自由、特権、及び免責を正当に享受」し得るのである。そして、イギリス人としての諸権利の中でも、同意による統治は「最も本質的で最も重要なもの」である。ニュー・イングランド人は、三〇〇〇マイルも離れたウエストミンスターには代表者を送りようがないのであるから、「彼ら自身の間で、立法権やその他の統治権力を設立する」ことによって、イギリス人としての権利を享受するべきである。

続けて「ブリタナス・アメリカナス」は、ニュー・イングランドの父祖たちが、語の厳密な意味で「自然状態」にあったと想定する。この場合は、国王と彼のイギリスの臣民とは、「月の住人」に対するのと同じように植民地人に対して何の政治的支配権をも持たない、と著者は推論する。植民地の最初の定住者たちは、彼らの望むように社会を創始し、政府を設立し、しかる後に特許状の契約を通じてイギリス国王を彼らの国王として選択したのである。しかもこの契約は国王との間でのみの契約であるから、ニュー・イングランド人は「イギリスの人々に対して何の責任も負わないし、彼らによって支配

されることもない」のである。

従って、以上のような仮定によって、オールド・イングランドの国王は、ニュー・イングランドの定住者たちと結びつき、彼らの国王となったのである。しかしイングランドの人々は、同様に同じ国王の臣民であるハノーヴァーの人々に対するのと同じように、彼ら「ニュー・イングランドの定住者たち」に対して、何らの関係も管轄権も持ち得ないのである。

この場合、イギリスにおける国王の臣民の代表機関である本国議会は、ニュー・イングランドに対して何の権限も持ち得ない、ということになる。ニュー・イングランド人は、契約によって、国王にのみ服従し、国王によってのみ統治されるのである。後に検討するようにこの種の議論は、イギリス本国と個別植民地とは同一君主の下にある別個の政治体である、とするイギリス帝国国家連合論に、自然に行き着くことになる。

しかしながら、印紙法危機の段階では、これら二種類の議論は、これほど明確には区別されていなかった。ア

メリカの荒野に定住した父祖たちによって建設され、イギリス本国との間で何らかの契約関係をもって結びついている政治体としての、曖昧な植民地のイメージが提示されるのが普通であった。例えば、『ニュー・ヨーク・ガゼット』の「フリーマン」は、この点について未だ漠然としていた植民地人の心情を代表している。⁽³⁾「フリーマン」の小論は、イギリスの権利の観念よりは自然権概念に訴えつつ、ダニエル・デユレイニイが定式化し普及させた「利害の一致」論によって「実質的代表理論」を論駁しようとしたエッセイであるが、その中で著者は、

本国・植民地関係の性格についても検討を加えている。「フリーマン」によれば、「定住されるべき土地は、国王や彼の臣民のうちのいづれかの所有するところでも未だなかった」のであり、北アメリカに定住した冒険者たちと、「国王及びイギリス国民 [The Nation]」との関係は、定住後の「暗黙の契約」によって成立したのである。この契約の条件は、「冒険者たちがアメリカの無人の地域に所有物を得るために、彼らの生命と財産を危険にさらした」ことの見返りとして、「国王とイギリス国民」が「彼ら [冒険者たち] がこれらの所有物を」守ることをサポートする、というものであった。そして、この契約

に基づいて、植民地人は、「彼らの自然権において、イギリスの彼らの同胞に何ら劣るところはない」のである。著者にとっては、各植民地と母国イギリスとは、それぞれが同等の憲政的地位に立つ「イギリスのドミニオンの一部」なのである。従って、

王国のすべての部分が同じ共通の権利を持つ時、その一部が他の一部に対して従属すると言い得るであろうか。実際は、すべての部分が援助や便宜や、共通にそれぞれが持っている権利の安定のために、相互に依存し合っているのであって、各部分がお互いからこれらの権利を引き出しているのではないのである。

「フリーマン」においては、最初の定住者たちのアイデンティティも、定住の性格も、未だ明確ではない。ここにおいては、定住者たち、或いは「冒険者たち」は、イギリスに新たな領土を獲得したイギリス臣民であったのか、後の「暗黙の契約」によってのみイギリスとの政治的関係を持つことになった脱イギリス臣民であったのか、はなはだ不明確である。しかも著者は、各植民地と

イギリス本国とを、ドミニオン内の対等な部分とみなしながらも、植民地人の契約の相手を国王のみではなく、「国王とイギリス国民」としたために、同一君主の下にあって対等な権利を持つ、一連の独立国家の連合体としてのイギリス帝国の観念に行き着く可能性を閉じられている。

このような論理の曖昧さを払拭し切った訳ではないが、植民地の歴史的アイデンティティに関するその後の議論をおおむね方向づけたのは、一七六六年三月にヴァージニアのウイリアムスバークで出版された『イギリス領植民地の権利の探究』である。⁽⁴⁾ ヴァージニア植民地代議会議員のリチャード・ブランドによって書かれたこのパンフレットは、ヴァージニアが本来、最初の定住者によって憲政的真空状態に設立された、イギリス本国とは別個の、独立した政治体であった、とする議論を提起している。ブランドはこの議論を、主にロックの移住の自然権の概念から引き出しているのであるが、これによって、一七六七年以後盛んに議論されることになるイギリス帝国国家連合論への道を切り開くことになった（但しブランドは、彼の議論をロックの移住の自然権に基づけることにおいて、必ずしも徹底している訳ではなく、後に示すよ

うに、移住の権利を君主大権と結びつけ、従つて最初の定住者たちがイギリス臣民として移住した、とする論理の可能性をも示唆している⁽⁵⁾。

ロックは、『統治論第二論文』の第八章、「政治社会の起源について」の中で、移住の自然権の概念を提起している。ロックは、人が生まれた時すでに何らかの統治の下にあるのであり、個人として彼自身の統治契約を結ぶ自然的自由を持つてはいない、とする反論を予想して、このような論理を論駁するために同章の後半部分を費やしている。ロックは、人が成人した時、如何なる社会や政府に属するかを選択する自然権を持つのであつて、彼の父親の結んだ統治契約によつて拘束されるのではない、として次のような議論を展開している。

正しい理性の法によつても、政府そのものの実践によつても、子供が如何なる国や政府の臣民として生まれるのではないことは明白である。彼は、分別のつく年頃に至るまでは父親の教えと權威の下にある。しかしその後には自由人であつて、如何なる統治の下に自らを置くかについて、また如何なる政治体に自らを結びつけるかについて「判断

する」自由を持つのである⁽⁶⁾。

各世代は断絶することなく統治の下に生まれて来るように見えるが、実際には、各世代において暗黙の契約の過程が繰り返されている、とロックは主張する。というのは、父親の土地を相続することによつて、息子はその土地の属する政治社会に設立された政府に対して、「暗黙の同意」を与えている、とみなされねばならないからである。社会はその土地の一部が社会から切り離されることを許容できない。従つて、

人は誰でも、何らかの政府の支配領域の何らかの部分をも所有し享受するのであれば、そのことによつて彼の暗黙の同意を与えているのであり、それを享受し続ける限りその政府の下にいる「他の」誰とも同様に、その政府の法に服する義務があるのである⁽⁷⁾。

しかしながら、個人にとつて現存の政府が許容し得ないものである場合には、彼の所有地を手放してその社会から離脱し、他の既存社会に参加するか、既存社会の外

にある自然状態において新しく社会を創設する自然権が、常に個人には保証されている、とロックは主張する。

このような「所有地の」享受によって生じる、政府への服従の義務は、この享受とともに始まり、ともに終る。従って、政府に対してこのような暗黙の同意しか与えていない所有者が、寄付や売買その他によってその所有権を放棄するならば、その場合はいつでも彼は、他の国に行つてそこに自らを組み込むか、或いは、他の人々と合意して、世界の中で自由でまだ所有されていない部分において、無人の地で、新しい国を始める自由を持つのである。⁽⁸⁾

ロックの政治論においては、以上のような「暗黙の同意」と「移住の自然権」とが、既存社会と統治の契約的正当性を説明するための対概念を成している。一方で、社会内に所有地を持ち、その社会にとどまる個人は、現在の条件の下で生活する統治契約を結んだことになる。他方で、この条件を受容しない個人には、現在の社会や政府から離脱して、「無人の地で新しい国を始める」自

然権が保証されている。本国・植民地間の憲政的關係をめぐる論争のコンテクストにおいて、ロックのこれら二つの概念は、相対立する目的のために援用された。後の章で検討するように、本国政府や植民地のロイヤリストの著作者たちは、植民地における本国政府権力の正当性と継続性を強調するに際して、本国政府への服従を正当化するために「暗黙の同意」の概念を用いた。他方、「移住の自然権」の概念は、すでに一七六四年のジェイムス・オティスによって言及されているが、本格的にはリチャード・ブランドに始まり、その後ますます多くの抵抗運動の著作者たちによって援用された。彼らは、植民地の最初の定住者たちが本国からアメリカの自然状態に移住し、彼ら自身の独立した政治体を設立したと主張することによって、植民地に対する本国議会権力を、最初は部分的に、後にはその全てを否定することになるのである。

リチャード・ブランドの『イギリス領植民地の権利の探究』は、印紙法が廃止された後になって出版されたのであるが、イギリス側の議論の主題となっていた「実質的代表」理論を展開した、トマス・ウエイトリの『植民地に関する最近の規制及び植民地への課税の考察』

(ロンドン、一七六五年)を批判したパンフレットである。サクソンの自由とか古代の政体(The Ancient Constitution)といった概念をも提起しているが、ブランドは明らかに、自然法に基づく合理主義的議論の方に重点を置いている。ブランドによれば、「我々は、我々の探究を導くに際して、王国の法や古代の歴史から何の光りも得ることができないのであるから、自然の法と、そこから引き出される人類の権利を頼みの綱とせねばならない⁽¹⁰⁾」。そして、ロックと、スイス人ではしばしばロックの思想的継承者とみなされるヴァテルを、彼にとつての「人類の権利」についての権威として引き合いに出している。

この時期の植民地の他の全ての著作者たちが、「実質的代表」理論に対抗するに際して、ダニエル・デュレイニイによって定式化された「利害の一致」論に訴えているのに対して、ブランドは、イギリスにおける本国議会の権威の正当性を説明して、イギリスにおける非有権者が本国議会によって正当に課税され得るのは、彼らが本国議会の権威の及ぶ範囲にとどまっていることによつて、その政府に「暗黙の同意」を与えているとみなされるべきだからである、と主張する。誰であれ、「国家の

立法部への参与を否定され」ていながらも、なお、その国にとどまり、「他のあらゆる点で市民としての権利を行使し続けている」者は、その国家に対してロック的な暗黙の同意を与えていることになるのである。ブランドは、脚注においてロックに言及しつつ、この点を次のように説明する。

「このような者は」彼が暗黙のうちに、或いはあなたのフレイズを用いるならば、実質的に同意を与えている諸法に服従せねばならない。というのは、人は暗黙のうちに法に同意することによつて、即ち、法に従い、社会に固着し、憲法の恩恵を受ずることによつて、法に服さなければならぬ⁽¹²⁾のも、もつともなことだからである。

個人は、彼の生まれた国の統治を受け入れる意図がないならば、その個人には「その国を放棄する自然権」が保証されているのであり、⁽¹³⁾そうすることによつて彼は、現在の政府への服従義務を撤回することができる、とブランドは主張する。

「人々は」社会の構成員であり続けるかぎり、「その社会の」法に服さねばならない。しかし、彼らは、社会から離脱し、「その社会のもたらす」恩恵を放棄し、他の社会に入つて、他の国に定住する権利を持つほどの自然的自由を保持しているのである。⁽¹⁴⁾

人々がこの権利「移住の自然権」を行使して彼らの国から離脱する時、彼らは彼らの自然的自由と独立を回復する。彼らが放棄して来た国家の権力と主権は終わる。そして、彼らが結合し、共通の同意によつて新しい国を持ち、彼ら自身で政治社会を形成するならば、彼らは彼らが離脱して来た国家からは独立の主権国家となるのである。⁽¹⁶⁾

以上の議論を更に延長して、ブランドは、ヴァージニア植民地代議会の自治権の主張を展開して行く。ロック的移住者は、他の既存社会に参入するのだから、彼ら自身で新しい政治社会を形成する権利を持つ。植民地の他の多くの著作者たちと同様に、ブランドは、イギリス領北アメリカがもともと自然状態にあつたのであつて、植民地の父祖たちは、彼ら自身の負担で定住し、「未開人」を駆逐・征服し、独力で植民地を發展させて来た、との前提的議論を提示する。⁽¹⁵⁾ この前提に立つて、ブランドは、ヴァージニアが本来イギリスからのロック的移住者たちによつて建設されたのであつて、彼らが結合してヴァージニアの自然状態に彼ら自身の独立的政治体を設立した、と主張することができた。

この論理によつて、ヴァージニアはそれ自身の立法権をもつ「主権国家」なのであるから、本国議会はヴァージニアの内の事柄に対して何の権力も持たず、したがつて課税権を持たないことになる。

しかしながら、ブランドの主張するヴァージニア植民地の独立は、イギリス帝国体制の中での独立性であつて、ヴァージニア植民地人もイギリス国王の臣民であつた。この点で彼は、イギリス帝国国家連合論に近い観念を提示している。ブランドによれば、ヴァージニアへのロック的移住者たちは、イギリスを離れるに際して、「国民 [the Nation] の君主との間で契約」を結び、この契約によつて、ヴァージニアは独立国家でありながらも、イギリス国王の権威の下にとどまつたのである。⁽¹⁷⁾ この議論の論理を

貫徹すれば、契約は、イギリス国王との間でのみ結ばれたのであるから、本国議会は、ヴァージニアに対して何の権力も持たないことになる。しかし、一七六六年のブラントは、本国議会在が帝国の最高の立法権であり、植民地議会はこれに従属する、として単に彼自身の論理の帰結を回避しようとしている。一七六六年の時点で植民地に対する本国議会の全ての権力を否認するのはあまりにも過激であつて、ブランドは、そのような主張を注意深く避けようとしている。ブランドの言わんとしていることは、ロッキの移住者とイギリス国王との間の契約によつて、帝国最高の立法権たる本国議会在が植民地の外的事柄に対する権力を持ち、植民地は内的事柄についての自治権を持つ、ということである。いづれにせよ、印紙法は植民地の内的事柄に対する干渉にあたり、植民地の自治権の侵害にあたることになる。そして、この議論をつきつめてゆけば、イギリス帝国は同一君主の下で平等な憲政的地位を有する独立の政治体によつて構成されるとするイギリス帝国国家連合論にゆきつく。この点でもブラントの表現は曖昧なのであるが、彼は次のように論述している。

「各植民地は」内的統治においてはもともとの王国から独立の別個の国家 [a distinct State] であるが、外的政体については、同一の「君主への」臣従の下にあつて、最も近密で親密な盟約と和親においてこの王国と結びつき、相互の交流によつて生じる恩恵を享受しているのである。⁽¹⁸⁾

以上のように、リチャード・ブランドが「実質的代表」理論を論駁するにあつて、ロッキの自然権理論が彼の議論の基礎として決定的な役割を果たしている。移住の自然権というロッキ的・ブランド的な観念は、その後の植民地人のアイデンティティー探究の鍵概念となつたのみならず、その後さかんに議論されることになるイギリス帝国国家連合論の理論的基礎を提供することになる。植民地人の歴史的アイデンティティーの探究が続く限り、そして、彼らが植民地の帝国内での憲政的位置づけを模索し続ける限り、このロッキ的概念のブランド的表現は、本国・植民地間の論争において重要な役割を果たし続ける。そして、イギリス本国政府筋のプロパガンデリストたちが、ブランド的議論への反論をせまられた時、移住の自然権の裏側にあつた「暗黙の同意」という

ロックの概念の有効性に気づいた。論争のこの局面は、危機の次の段階で表面に現れることになる。

なお、以上に検討してきたように、ブランドは彼の移住論をロック的な移住の自然権の概念に基づけているのであるが、『イギリス領植民地の権利の探究』の一箇所において、移住の権利を自然権としてではなく、国王大権によってもたらされる権利として言及していることも注意したい。ブランドは、「王国全体の中で疑いもなく至高のものである「本国」議会の権威」を疑うものではない、としながらも、なお国王には、本国議会の同意なくして行使し得る君主大権があるのではないかと主張し、この大権によって国王は、「彼の臣民が新しい国に移り、特定の条件でそこに定住する認可を与える」ことができるのではないかと示唆している。そして、この「特定の条件」とは、「自由やその他のイギリス憲法のもたらす恩恵」を享受することであり、具体的には、移住者であるヴァージニア人が、彼らの選んだ代表者、即ちヴァージニア代議会の権威によらずしては課税されないとすることである、という議論を展開している⁽¹⁹⁾。

第二章で詳しく検討するように、移住論から個別植民地独立国家論を導き出し、そこから更にイギリス帝国国

家連合論を展開するに際して、ロック的な「移住の自然権」と、本国議会権力に拘束されない君主大権による移住認可の観念とは、移住論の二つの型をなすことになる。移住論のこれら二つの原型は、本来互いに整合しないものである。というのは、ロック的移住者がイギリス本国を離れた時に、すでに脱イギリス臣民になるのに対して、君主大権による移住者は、本国議会権力の外に出ても依然としてイギリス国王の臣民であり続けるはずだからである。しかし、ブランド以後の著作者たちは、しばしばこれら二つの型の移住論を折衷して議論を展開させてゆくことになる。ここではブランドが、主にロック的な議論によりつつも、君主大権の観念に基づく移住論をも示していることを確認しておきたい。

注

(1) 最初期に、かつ最も明確にこの種の議論を提起したものととして、次のパンフレットを参照されたい。Oxenbridge Thacher, *The Sentiments of a British American*.. (Boston, 1764).

(2) *Boston Gazette*, March 17, 1766.

(3) *New York Gazette or Weekly Post Boy*, June 6 and 13, 1765. このエッセイは次の三誌にリプリントが掲載されている。 *Pennsylvania Journal*, June 13, 20, and 27, 1765.

Boston Evening Post, June 24 and July 1, 1765; *Maryland Gazette*, August 1, 1765.

(4) Richard Bland, *An Inquiry Into The Rights of the British Colonies, Intended as an Answer to The Regulations lately made concerning the Colonies...* (Williamsburg, 1766).

(5) リチャード・ブランクに引くのは、例えば次の文献を参照された。Clinton Rossiter, *Seedtime of the Republic*, 247-280; James E. Pate, "Richard Bland's Inquiry into the Rights of the British Colonies," *William and Mary Quarterly*, 2nd ser., XI(1931): 20-28.

(6) *Second Treatise*, sec. 118.

(7) *Ibid.*, sec. 119. また、第一二〇節の次の一節も参照されたい。「相続、購入、許可その他によって、その国に結びついている土地で、その国の統治の下にある土地を享受しようとする者は誰であれ、その土地が置かれている条件の下で、その土地を保持しなければならない。即ち、その国のあらゆる臣民と同じ程度に、土地がその権力の下にある国の政府に服従する、ということである」。

(8) *Ibid.*, sec. 121.

(9) オティスは、人が「成人となった時、どのような社会に所属し続けるかを選択するのは、各人に任されている」とし、「どんな数の個人であっても、——もう一つ別の社会を建設するという明白な意図をもって、彼らが従来そのメンバーであった社会から分離する」ことがある、と指摘している。James Otis, *The Rights of the British Colonies Asserted and proved* (Boston, 1764), 11, 28-29.

(10) *An Inquiry Into The Rights of the British Colonies*, 14.

(11) *Ibid.*, 10.

(12) *Loc. cit.*

(13) *Loc. cit.*

(14) *Loc. cit.*

(15) *Ibid.*, 13, 15.

(16) *Ibid.*, 14.

(17) *Loc. cit.*

(18) *Ibid.*, 20.

(19) *Ibid.*, 21.

第二章 タウンゼント論争と「平穩の時期」、一七

六七年—一七七三年

(一)

ニュー・ヨーク代議会が、一七六五年に続いて一七六六年にも軍隊宿営法を拒否したことによって、一七六七年には、植民地に対する本国イギリスの世論が硬化していた。ロッキンガム・ウィッグのみならず、恐らくウィリアム・ピット(チャタム伯)でさえも、植民地に対する強硬策をとらざるをえないと考えるようになっていた。チャタム政権の蔵相で、その実質的なリーダーであった

チャールズ・タウンゼントが、いわゆるタウンゼント諸法案を提出し、これらが一七六七年六月に議會を通過したことによつて、本国・植民地間の抗争の第二ラウンドが開始された。これら諸法は、ニュー・ヨーク代議会の立法権を停止し、植民地に輸入されるいくつかの本国製品に關稅をかけるものであった。タウンゼント關稅は稅收を得るための關稅であると、その目的を公然と示していた。同法は稅收を効果的に得るために、稅關弁務局をポストンに設置したが、これによつてポストンが植民地の抵抗運動の中心地となることになる。同法はまた、同じく關稅收入を確實にするために、植民地高等裁判所に、一般搜查令狀を發行する權限を与え、しかも、「陪審なしの」植民地海事裁判所を追加設置した。タウンゼント關稅は、本国における土地稅の輕減によつて生じる政府收入の不足分を補填し、同時に、植民地の防衛費と、植民地における国王官吏への奉給を支払うためのものとされた。国王官吏が同關稅から俸給を支払われるようになれば、彼らは植民地代議會に依存しなくともすむようになるはずであった。

本国政府は植民地人が内部稅と外部稅の區別を重視しているものとみなし、關稅すなわち外部稅にねらいをさ

だめることによつて、植民地人に讓歩しているつもりであった。しかし、このような觀測は、植民地人の自治權の意識についてあまりにも理解に欠けていた。植民地人は、結果として多少の稅收をあげることはあつても通商規制のための關稅であれば、受け入れる用意があつた。しかし、タウンゼント關稅は稅收をあげることを公然たる目的としており、植民地人にとっては正に課稅そのものであつて、本國議會が植民地の自治權を侵害しようとする企てに他ならなかつた。

植民地人は印紙法危機を通じて、レトリックにおいても現實の運動においても、抵抗の經驗を経ていたのであつて、タウンゼント諸法に際しては、きわめて敏速に本國議會に対する闘争を開始することができた。早くも一七六七年十月には、ポストンが本國製品不輸入協定を始め、この運動が大西洋岸諸都市に急速に広がつていった。ジョン・デイキンソンの『ペンシルヴァニアの農夫の手紙』は、一七六七年始めにフィラデルフィアの新聞に連載されたのであるが、植民地のほとんど全ての新聞に再掲載され、全植民地的な抵抗運動の展開を促進した。植民地が一致して抵抗運動を展開することを要請するために、サミュエル・アダムスやジェイムス・オティスな

どのラディカルな論客によつて起草され、マサチューセッツ代議会が一七六八年二月に発行した回状によつて、マサチューセッツの総督フランシス・バナードと同代議会の間の緊張のみならず、本国・植民地間の緊張関係も高まっていた。ボストンでの事態の進展を説明する「ジャーナル・オブ・オカレンシーズ」が、一七六八年を通じて、他の多くの植民地の新聞に掲載され続けた。ボストンにおける緊張は、一七六八年六月に起こった商船リバティー号の押収事件を機に一層高まることとなった。本国政府は税関弁務官の要請に応じて、一七六八年十月にイギリス正規軍をボストンに導入し、秩序維持と税関体制の強化をねらったが、この行動は後に、一七七〇年五月の、いわゆる「ボストン大虐殺」を引き起こすことになる。

他方、本国においては、一七七〇年一月にグラフトン政権を引き継いだノース卿が、タウンゼント関税の廃止に向けて動き出した。ノース自身は植民地に対する本国議会の主権を固く信奉していた。しかし、タウンゼント関税は期待していた税収をあげる見込みが少なくなっていたし、また、本国製品への課税は、結局のところ本国経済にとって不利益となるとみなされるようになってい

た。本国議会は、印紙法危機における宣言法と同様に、面目を保つ手段として、茶に対する関税のみは廃止しなかった。しかし、一七七〇年四月に他の諸関税が廃止されたことによつて、本国・植民地間の緊張は一挙に緩和した。ボストンのラディカルな分子が、反本国プロパガンダの目的で「大虐殺」を利用しようとしたが、ニュー・イングランド以南の植民地は、この事件にほとんど注意を払わなかった。全植民地的な不輸入運動も、今回はイギリス製品がヨーロッパに市場を拡大したこともあって、あまり効果的ではなかったが、ニュー・ヨークの商人たちがこの運動から脱落したことによつて、瓦解してしまった。植民地人は、以前から存続していた糖蜜税と同様、茶税を支払い続けることにあまり躊躇しなかった。ラディカルな抵抗運動はそのモメンタムを失い、本国・植民地間の危機は終息した。タウンゼント論争を通して、イギリス帝国のなかでの植民地の位置づけ、あるいは本国議会と植民地代議会との関係について、本国・植民地間で何らの共通理解も形成されることなく、危機の第二ラウンドは幕を閉じることとなった。

本国政府が再度譲歩したことによつて、その後本国・植民地関係は三年間にわたる「平穩の時期」に入ること

になる。しかし、この時期においても、植民地人の本国政府に対する猜疑心は持続し、とりわけニュー・イングランドにおいては、植民地の権利をめぐる憲政的論争が展開され続けた。税関監視艇ガスピー号焼き打ち事件、マサチューセッツ総督と判事たちの俸給を本国政府が支払おうとする企図、更には、ボストンその他の多くの新聞に印刷されてセンセーションをひき起こした、トマス・ハチンソンの手紙の暴露事件等が、抵抗運動のラディカルな分子による反本国政府プロパガンダにとって格好の材料を提供した。サミュエル・アダムズが創設した通信連絡委員会のネットワークは、ボストンから他の植民地に展開してゆき、一七七三年五月の茶法の成立によって始まる危機の次の段階までには、全植民地的な世論を形成するための有効な装置となっていた。

さて、抵抗のレトリックを見てみるならば、印紙法危機とちがって、タウンゼント論争においては、論題が多様化しているという特徴がある。印紙法危機においては、ほとんど全ての議論が「実質的代表」理論をめぐるものであったといつてよい。タウンゼント論争においても、「実質的代表」理論は重要な論題であり続け、これを論駁するために、植民地の著作者たちはさまざまに仕方で

「同意による統治」の原則に訴え続けたし、また「代表なければ課税なし」が植民地の抵抗のスローガンであり続けた。しかし、タウンゼント論争においては、「実質的代表」理論は、論争の唯一の重要な局面ではなくなり、他に新しく重要な論題が加わっている。例えば、タウンゼント計画には、関税を効果的に徴収するために、税関体制や密輸入に対する司法体制の強化も含まれていた。これによって、植民地の著作者たちは、関税吏の行動をさかんに非難するようになったし、とりわけ「陪審なしの」海事裁判所の存在を、本来イギリス的な原則である「陪審による裁判」の観念に訴えて攻撃するようになっていた。

タウンゼント論争において新しく加わった論題のうちで、恐らくもっとも重要なものは、「平時における常備軍」に対する批判であり、植民地人は論争のこの局面において、イギリス「共和主義」の伝統的言語をもって理論武装することができた。この問題はもともと、軍隊宿営法に従わないニュー・ヨーク代議会を懲罰するため制定されたニュー・ヨーク議会停止法をめぐる論争に端を発する。多くの植民地の著作者たちは、軍隊宿営法を、植民地の自治権に対する脅威とみなした。しかもタ

ウンゼント関税による税収の一部が植民地の防衛のために支出されると公言されていたが、植民地人にとっては、植民地の防衛は、植民地の民兵をもって行われるべきであつた。新たにイギリス正規軍が導入されたポストンにおいては、抵抗の著作家たちが、とりわけ「ポストン大虐殺」の後には、強迫観念にとらわれたかのごとく、イギリス正規軍すなわち常備軍の駐留に対する批判を展開した。軍は本国議会の主権を誇示するために置かれたのであるが、その効果は逆であつて、ポストン人にとつては「本国議会による専制と抑圧」を確信せしめるものであつた。植民地の著作家たちは、イギリス正規軍の駐留に対する批判に際して、「腐敗」の原動力たる「常備軍」に対して、市民による「民兵」の理想をかかげる「共和主義」のレトリックに直接訴えることができたのであつて、実に多くの著作家たちが、「常備軍」に対する「共和主義」的反駁を繰り返した。この点でイギリス「共和主義」の植民地への影響をよく示している一例は、ニユー・ヨークの新聞に、「共和主義」の古典的著作であるジョン・トレンチャードとウォルター・モイルの、『常備軍が自由な政府とは矛盾することを示す議論』(ロンドン、一六九七年)の全文が連載されたことである。

さて、以上の様に論点が多様化してゆきはしたが、植民地の著作家たちも、ロンドンの反政府的著作家たちも、印紙法危機におけると同様に、純理論的な様式の議論よりは、彼らが事実に基づくと見なしたプラグマティックな議論を主に展開した。第一に彼らは、タウンゼント関税が機能しないであろうと強調した。彼らは徴税のためのコストが税収そのものを大きく減殺し、課税によつて生じる植民地の本国に対する適対心を引き起こすリスクに値しないと議論した。そしてこの議論は結局は正確な観測であつたことが後に証明されることになる。彼らはまた、これも印紙法危機の際と同様に、関税が植民地の貨幣不足を促進させ、植民地の輸入を減少させることで、結果として関税収入を減少させることになる¹⁾と論じた。これらの議論の背景には、新しい帝国政策がまねくであろう経済的諸結果について、すでに一七六四年の段階でさかんに述べられていた議論が見えかくれしている。即ち、イギリス本国の経済的繁栄は本国製品の市場として北アメリカ植民地を持つて負っているから、本国経済にとつて必ず有害なものとなるであろう、との議論である。

以上のような議論の基底には、経済的に、そして恐らくは心理的にも、母国イギリスへの依存から離れつつあつた植民地人のセンチメンツを見ることができる。第一章で述べたように、印紙法論争においてすでに、植民地の創設とその後の発展の性格について、本国政府筋と植民地人の間に明確な見解の相違が表面化していた。本国政府筋から見れば、北アメリカ植民地は本国の庇護の下に成長したのであつた。これに対して植民地の著作者たちは、植民地人が本国の援助を受けることなく独力で北アメリカの荒野に定住し、植民地を發展させてきたばかりか、今やイギリス帝国の通商ネットワークを通じて、本国が植民地経済に寄与する以上に、植民地が本国経済の繁栄を支えている、との反論を展開した。一七六七年以後は、多くの著作者たちがイギリス帝国にとつての北アメリカ植民地の重要性を強調しただけではなく、中には、広大な領域を持ちかつ急速に人口を増加させつつある植民地が、近い将来に母国イギリスを凌駕するようになるであろう、と論じる者もあらわれるようになっていた。例えば一七六八年にニュー・ヨークのある著者は、イギリスがその抑圧的政策を改めなければアメリカを失い、破滅に向かうであろうが、他方アメリカは

「多くの革命を経た後に強大な帝国」に成長するであろう、とさえ述べている。⁽²⁾この著作者は、実際、イギリスからの分離・独立の意図を持つていたわけではないのであるが、彼の表現は、多くの植民地人の心理の中で起りつつあつた、微妙な変化を代弁しているといつていい。植民地の隆盛についてのこのような確信は、ロッキの言語の援用を促進しつつ、その言語によって理論的にも表現された。一七六七年以後、多くの植民地著作者たちが、ロッキ的・ブランド的な移住の自然権の概念を基礎として、イギリス帝国国家連合論を展開した。国家連合論自体は、植民地人が帝国における植民地の憲政的位置づけを模索した結果であるし、しかもアイルランドをめぐる憲政論争が先例としてある。しかし帝国国家連合論は、植民地人のセンチメンツと理論的作業の相互作用によって導かれたものと見なされるべきである。というのは、植民地人の自己の能力に対する自信の表出ともいふべき、植民地独立定住論及び独力發展論を前提としなければ、ロッキ的な移住論は意味をなさなかつたからであり、また、しばしばロッキ的な移住論を触媒として初めて、植民地人の自信にあふれたセンチメンツが、個別植民地独立国家論、更にはイギリス帝国国家連合論を

導き出し得たからである。⁽³⁾

本国政府による新しい帝国政策の経済的に否定的な結果を強調したり、とりわけタウンゼント関税が収税をあげないであろうとの予測を提示するプラグマティックな様式の議論が、植民地のパンフレットや新聞エッセイをうめつくしている。しかし一七六七年以後は、歴史的なイギリス憲法の観念によるものであれ、合理的な自然権の概念によるものであれ、政治理論的な様式の議論が、以前にまして色濃く現れるようになっていく。印紙法をめぐる三年間にわたる論争を経て、植民地の著者たちには理論的思考の準備ができていたのであって、彼らはこの経験を土台にして、タウンゼント論争にコミットすることができたのである。

イギリス憲法による権利の概念に基づく歴史的議論と並んで、植民地人にとってはロックの『統治論第二論文』に代表される、自然権論に基づく政治論が、植民地の著者たちによって、ますますさかんに議論されるようになっていった。マサチューセッツの副総督であったアンドリュー・オリヴァーが、一七七一年暮れに嘆いたように、自然権論は、「七年前であれば法外な原理と見なされたであろう」にもかかわらず、今や「我々の政治活動家た

ちが多分によってかかっている誤った考えの一つ」になってしまっていたのである。⁽⁴⁾ ほほ同じ時期に、サミュエル・アダムスが『統治論第二論文』の影響力を証言して述べているところによれば、「イギリスと植民地との間の現下の論争において、ロック氏が、われわれ「植民地側」の主張にそって、しばしば引用されている。彼の論理はきわめて説得力があるため、今までだれもそれを反駁しようとさえしていない」⁽⁵⁾。ロンドンにおいては、本国政府のエネルギッシュなスポークスマンであったウィリアム・ノックスが、彼自身誰よりも『統治論第二論文』に精通していると信じていたのであるが、「ロック氏の市民政府についての論考」が、「彼が決して促進しようとはしなかった法外で不合理な多くの主張の基礎として信頼を受けて」しまっている、と証言している。⁽⁶⁾ 「専制」とか「自由」といった概念について、植民地の新聞が、『統治論第二論文』からロックによる定義を引用して掲載したり、⁽⁷⁾ 植民地の置かれた状態を、ロックの描写する政治的状态としての「奴隷状態」の観念で説明しようとする新聞エッセイが現れたりしている。⁽⁸⁾ これらはみな、植民地の著者たちが、彼らの政治的環境を、いかにしばしばロック的な言語の枠組みによって理解し

ようにするようになったかを示しているといつてよい。

さて、印紙法論争におけると同様にタウンゼント論争においても、植民地の著作者たちがとりわけロッキの言語をもって展開しようとした議論は、三つのカテゴリーにわけることができる。以下第二節では、『統治論第二論文』の議会権力抑制論、とりわけ第一三八節の果たした重要な役割について検討したい。続いて第三節では、ロッキ的・ブランド的な移住論や植民地独立国家論が、その論理的帰結ともいえるイギリス帝国国家連合論へと展開していった経緯を見てゆきたい。最後に第四節では、抵抗運動の正当化論として援用されたロッキの抵抗権論の展開について検討を加え、特に、移住論に基づく植民地独立国家論が、抵抗権論と融合することによって、植民地の議論に新しい局面をもたらしつつあったことを示してゆきたい。

注

- (1) *New York Journal*, December 11, 1766- February 5, 1767.
- (2) Anon., *The Power and Grandeur of Great-Britain* (New York, 1768), 23.
- (3) 植民地の隆盛についての植民地人のこのよびな心理は

アメリカ革命とジョン・ロッキーアメリカ革命政治思想史研究の一視角(二)――

八五(二三三)

植民地マニユファクチャー促進論や、更には植民地側の対抗重商主義の発想としても現れている。そして論争のこの局面で、*Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money* (London, 1692)に示されたロッキの重商主義的な経済論を援用した著作者がいたことも注目し得る。マニユファクチャー促進論は、一七六五年のダニエル・デュレイニイが、「アメリカのマニユファクチャーをして『我々の』尊厳のシンボルとしよる」(Daniel Dulany, *Considerations On the Propriety of Imposing Taxes*, Annapolis, 1765, 46)と提唱して以来さかんに議論されてきた。そしてこのような議論を背景として、本国による重商主義政策に対する植民地の対抗重商主義を主張した著作物が現れている。この点でロッキの経済論の影響を明示的に見とれる例としては、次のパンフレットを挙げておきたい。Anon., *The Commercial Conduct of the Province of New York Considered* (New York, 1767), esp. 6-7, 12, 13-14. このパンフレットは少なくとも次の二つの新聞に要約が掲載されている。Boston *News-Letter*, December 4, 1767; *New Hampshire Gazette*, January 1, 1768. なお、ロッキの経済論を援用している他の例としては、次の史料を参照されたい。“Considerations on Justice as Virtue,” in *Pennsylvania Chronicle*, March 21 and 28, 1768; reprint of “Marcus Aurelius” of the *London Chronicle* in *New York Gazette or Weekly Post-Boy*, February 8, 1768; “A DISSERTATION ON THE LAWS OF EXCISE,” in *Pennsylvania*

- Gazette, February 17, 24, and March 31, 1773.
- (4) Andrew Oliver as "Freeman" in *Censor*, December 21, 1771.
- (5) Samuel Adams as "Candidus" in *Boston Gazette*, December 23, 1771.
- (6) William Knox, *The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed* (London, 1769), 32.
- (7) 「専制」については『統治論第二論文』第一章「専制について」(一九九節—二一〇節)が、*Massachusetts Spy*, August 22, 1771 にリプリントされている。またこの他にロックの定義を示したものとしてみれば例えは、John Tucker, *A Sermon Preached At Cambridge...* (Boston, 1771), 18-20; Amicus Judicum Bonorum's "The just Ruler" in *Connecticut Courant*, January 5, 1773. 「自由」については例えは、"Locke's Definition of Liberty," *Pennsylvania Chronicle*, September 2, 1771.
- (8) Thomas Young as "Libermoriturus" in *Boston Evening Post*, November 9, 1767; "A LOVER OF MY COUNTRY" in *Virginia Gazette* (Rind), January 12, 1769; "A FRIEND TO THE CONSTITUTION" in *Boston Gazette*, October 12 and 19, 1767.
- (9) 以上三つのカテゴリーと、上記注(8)で示した経済論の他に、この時期には植民地へのアングリカン主教制導入論争において、ロックの『寛容書簡』(*A Letter Concerning Toleration*, London, 1689)が一定の役割りを果たしている。主教制導入問題は、ニュー・イングランドの

植民地建設当初からの古い問題であり、その後植民地期を通じて、主教制導入計画が浮上するたびに論争がまき起っていた。革命期に入ってからは一七六七年に、ニュー・ジャージーのアングリカン聖職者でロイヤリストのトマス・ブラッドバリー・チャンドラーが、*An Appeal to the Public in Behalf of the Church of England in America* (New York, 1767)において、主教制導入を提唱したことをめぐって論争が起っている。この時、本國政府には植民地に主教制を導入する企図はまったくなかったのであるが、植民地の著作者たちは、反主教制の論陣をはった。そして彼らの議論の中で、ロック的言語による反タウンゼント諸法論と反主教制論とが結びついて現れている。その最も明白な例として、"A. B." in *Pennsylvania Gazette*, April 28, 1768 が、同一年連のヒンヤトを掲載した *Pennsylvania Gazette*, May 5, 1768 and July 28, 1768 を見られた。その他の例としては、次の史料を参照された。John Allen, *The American Alarm, or the Bostonian Plea* (Boston, 1773), 8-9; "Philaretus" in *Maryland Gazette*, April 21, 1768; J.I.E.'s "A Humble Address to the Public" in *Essex Gazette*, April 14 and 21, 1772; a debate between "Hoadeliannus" (Samuel Henley) and Robert Cater Nicholas in *Virginia Gazette* (Rind), June 3 and 10, 1773.

この論争でロックの宗教寛容論が明示的に援用された例としては、ボストン通信連絡委員会の発行した *The Votes and Proceedings of the Freeholders and Other Inhabi-*

Wants of the Town of Boston (Boston, 1772)がある。ポストン人は一二項目にわたる本国議会による「権利の侵害」の一つとして主教制導入問題を取り挙げ、「諸植民地」とりわけこの植民地の権利の状態」において、ロックの『寛容書簡』を引用しつつ、これに反論を加えている (*Ibid.*, 3-4, 13-29)。

革命期におけるアングリカン主教制導入問題についての研究として、Jack M. Sosin, "The Proposal in the Pre-Revolutionary Decade for Establishing Anglican Bishops in the Colonies," *Journal of Ecclesiastical History*, XIII (1962): 76-84; Arthur Lyon Cross, *The Anglican Episcopate and the American Colonies* (New York, 1902), 161ffを参照されたい。また、特に革命期においてロックの寛容論が果たした役割については、Winthrop S. Hudson, "John Locke-Preparing the Way for the Revolution," *Journal of Presbyterian History*, XIII (1964): 19-38を見られたい。

(一)

統治行為、とりわけ課税の正当性は、被治者の同意に存するとする観念が、植民地人が植民地代議会による植民地の自治権を主張し、植民地の内的事柄に対する本国議会権力を否定する際の理論的支柱をなしていた。植民地の著作者たちは、この観念を、イギリス憲法という歴

史的言語と同時に、自然権論に基づく合理的言語から引き出した。特に「同意による課税」原則は、イギリス憲政の伝統に根ざした原則であったが、植民地人はこれを伝統的言語によって主張する他に、好んで自然権論的な表現によって主張している。彼らは、人はすべて自然状態においては平等の権利を享受していたが、生命、自由、及び財産のよりよい保全のために政治社会を形成し、契約によって自然権の一部を統治権力に譲渡した、と論じた。従って、主権はあくまでも共同社会に存し、政治的制度は帝国における至高の権力である本国議会でさえも、共同社会の意志の受託者にすぎない。従って、本国議会といえども、植民地人の同意なくしては植民地に税を課することはできない。このような議論が、一七六七年以後の植民地の政治的著作物の共通言語となっている。

しかしながら、植民地の政治的思考は歴史的議論からはなれて、自然権論に決定的に傾斜したわけではない。植民地人の心情においては、自然権論はまだ、「イギリス的権利と特権」の観念と融合していたのであって、彼らが自然権論に基づく政治論を展開する時、それによって彼らはイギリス憲法を説明しているつもりであった。例えば、一七六八年にマサチューセッツ代議会は次のよ

うに述べている。

自然と神の法にその基礎を持っていることが、イギリス憲法の榮譽である。人間が彼の所有物を平穩に享受し、彼のみがその所有物を自由に処分することができることは、本質的に自然権である。そしてこの権利はイギリス憲法に植えつけられていて、アメリカの「イギリス」臣民にとっても親密なものである。⁽¹⁾

植民地人にとっては、ロックの『統治論第二論文』も、イギリス憲法を最もよく説明した著作であった。一七七三年に出版された同書の植民地版リプリントの新聞広告によれば、

賢明な読者であれば、このエッセイのみをよく注意して研究することで、統治についての他のどのような論考よりも、人間とイギリス人の権利について、より良い見解を得ることができるし、イギリス憲法の諸原則について、より明確に洞察することができようになるはずである。⁽²⁾

本国政府のスポークスマンで、植民地における論争を熟知していたウイリアム・ノックスが、これら二つの権利の源泉を植民地人が混同しているとして、激烈に批判していることは注目に値する。彼によれば、植民地人は人類の自然権とイギリス臣民としての特殊的権利を区別しないことによつて、一方でイギリス的権利を主張しつつ、他方で自然権論によつてイギリス帝国最高の権力としての本国議会への服従を拒否しているのであつた。⁽³⁾

植民地の著作者たちの他の特徴は、あたりまえのことではあるが、彼らが決して厳密な理論家集団ではなかつた、という事である。危機の一二年間を通じて、政治的著作は結局のところ論争の産物であつた。著作者たちが自然権論を体系的に展開するのはきわめてまれであつて、自然権に基づく政治論を簡略にまとめた上で、むしろ彼らにとつて緊急の特殊課題に議論を集中させるのが普通であつた。ある者は、人間の生来の服従といった権威主義的な原則を批判するために、自然状態における自然的自由の観念を強調した。ある者は、生命、自由、財産を保全すべき政府の義務を強調することによつて、本国議会による植民地人の財産権の侵害を論難した。またある者は、本国議会の至上権の主張を論駁するために、自然

権論に基づく人民主権論を提起した。しかし、自然権論が体系的に展開されていないからといって、植民地の著作物におけるその重要性が軽視されてはならない。自然権論による政治論の全体の構造が、明示されることはなくとも、行間に容易に読みとることができるのであって、著者たちは、彼らが共通の了解事項とみなした論理を、読み手に説明する必要性を感じなかつただけである。

このような特徴は、ロックの言語を使用した著者たちについても同様にあてはまる。彼らのうちのほとんどは、ロックの政治論を統治の起源から説きおこすことはしなかつた。「同意なければ課税なし」という原則を論理的に証明するかわりに、彼らは、『統治論第二論文』から適切なテキストを引用することによって、彼らの議論を権威づけようとした。例えば、「リベルモリトゥラス」の筆名で『ポストン・イヴニング・ポスト』に記事を寄稿したトマス・ヤングは、第二二節を引用して、同意や信託の概念を彼の議論の前提とした。⁽⁴⁾ 自然状態における人間が「完全に自由な状態」にあり、「地上のどのような上位の権力からも自由」であるのに対して、ヤングが引用しているように、ロックは次のように述べている。

社会における人間の自由は、同意によって国家の中に設立された立法権以外の、どのような権力の下にもないことであり、また、立法権が、与えられた信託に従って制定するもの以外の、どのような意志にも支配されず、どのような法にも拘束されないことである。

更に続けてヤングは第一七節を引用し、被治者の同意を体現しない立法権力は奴隷状態をもたらすものであって、自然法に矛盾するものであり、支配が同意によらないで「力にのみよる」時、支配者は被支配者との間で「自らを戦争状態に置く」ことになる、と議論している。⁽⁵⁾

著者たちは、彼らの議論のコンテキストにあわせて、『統治論第二論文』の政治論を選択的に援用した。そして彼らの議論が「同意なければ課税なし」のスローガンのもとに、本国議会権力に対する批判に集中する限り、第十一章、「立法権力の範囲について」が重要な意味を持つようになるのは当然のことであつた。印紙法危機におけるジェイムズ・オティスの例にならって、多くの著者が同章の立法権力抑制論に目を向けるようになった。この点で最も重要な著作物は、一七七二年にサミュエル

ル・アダムスがボストン通信連絡委員会のために書き、マサチューセッツ代議会によって採択された「諸植民地とりわけこの植民地の権利の状態について」と題する報告である。⁽⁶⁾ アダムスは、同文書の最初の節である「植民地人の人間としての自然権」において、『統治論第二論文』を引用しつつ、ロック政治論の基礎的前提を簡略に提示している。即ち、「すべて人間は、彼らが好む限り自然状態にとどまる権利を持っている」。しかし人間は、自己保全のために、「自発的な同意」あるいは「公正な原初の契約」によって社会を形成した(但し、各個人は「彼の属する社会を離れて他の社会に入る」移住の権利を保持している)。そして、「あらゆる自然の権利は、明示的に引き渡されるか、特定の契約の性格によって必然的に譲渡されない限り、「個人に」残る」のである。と

ならず本国議会制定法やコモン・ローによって、「イギリス本国 [the Realm] の臣民」と同じ権利と自由を保証されている、と主張する。⁽⁸⁾ そしてこれらのイギリスの権利として、次の三項目を挙げている。

第一に、「あらゆる国家 [all Commonwealths or states] の第一の基本的実定法は、立法権力を設立することである。というのは、立法権自体をも支配すべき第一の基本的な自然法は、社会を保全することだからである。」

第二に、立法部といえども、人民の生命や財産に対して絶対的で恣意的な権力をふるう権利を決して持たない。――

「立法部は、間に合わせの恣意的な法令によって支配する権力を正当には持ち得ないのであつて、周知の確立されよく知られた法と権威ある独立の裁判官によって判決を下し、臣民の権利を決定するように義務付けられている」――

続いてアダムスは、「イギリス」臣民としての植民地人の権利」と題する同文書の最後の節において、ロックの立法権力抑制論を展開している。彼は、「イギリス領アメリカ植民地に生まれた全ての人々」は、自然法のみ

第三に、最高の権力といえども、いかなる人からも、彼本人または代表による同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることはでき

ない。⁽⁹⁾

以上の引用は、『統治論第二論文』第十一章(一三四節—一四二節)を多少修正した縮約である。アダムズの第一の権利は、臣民が服従すべき国家の最高権力としての、立法部の必要性をロックが強調した一三四節からの引用である。多くの植民地人は、これをもって、植民地議会の権利の主張とみなしたにちがいない。というのは、次節で検討するように、彼らは一七七二年までには、個別植民地が帝国内にあつて本国とは別個の独立国家(Commonwealths or states)とみなすようになっていたからである。アダムズが挙げた他の二つの権利は、ロックが第十一章で展開した、立法権力抑制論の四原則のうちの一三六節に相当する。アダムズの第二の権利の前半部分は、立法権力が恣意的であつてはならず、公共の福祉という目的によって限定されるとした、ロックの第一原則にあたる(一三五節)。アダムズの第二の権利の後半部分は、立法権力が客観的な権威によって行使されねばならないことを強調した、ロックの第二原則に対応している(一三六節と一三七節)。アダムズの引用は一三六節から)。

第十一章におけるロックの議論のうちで、植民地人にとって緊急で直接的な意味を持つていたのは、同意に於いて課税の不当性を主張した第三原則であり(一三八節—一四〇節)、アダムズは一三八節の冒頭部分を引用して、これを彼の第三の権利として挙げてゐる。上記の引用に続けてアダムズは、植民地人は本国議会によって代表されてゐないし、代表され得ないのであるから、本国議会によって税を課されるべきではない、との議論を展開してゐる。彼によれば、イギリスの庶民院が植民地の土地が次に取り上げられるであろうし、我々が泥の中に踏みまじられてゐる間に「我々の土地は」易々として事を運ぶ傲慢で冷酷な地主の搾取的な地代にさらされることになるであろう⁽¹⁰⁾。そうならば、どんな財産も保証されないし、財産権こそ自由の基礎なのであるから、「財産が同意なくして取り上げられるならば、どんな自由があり得るといふのか?」⁽¹¹⁾。なおアダムズは立法権力の不可譲性を強調したロックの第四原則(一四一節)を、恐らく現下の課題とは関係しないと判断したため、ここでは削除してゐる。

以上のように、サミュエル・アダムズは、危機の最初

の年である一七六四年にジェイムズ・オティスが『イギリス領植民地の権利』において提示した『統治論第二論文』第十一章に基づく議論を、茶法制定の六カ月前の一七七二年に繰り返して展開している。一七六四年と一七七二年の間に、特にボストンを中心として、多くの著作者たちがロックの立法権力抑制論を援用した。しかし彼らは、オティスやアダムズのように、第十一章の全体をまとめて提示する程入念な理論家ではなかった。かわりに彼らは、財産権の重要性を強調しつつ、ロックの立法権力抑制論の中から課税と同意(代表)についてのロックの第三原則をとり出し、それをもって「同意なければ課税なし」とする彼らのスローガンの理論的根拠とした。

この点で、植民地の著作者たちに対する、ロックとオティスの影響力を同時に示しているのは、一七六七年に『ポストン・ガゼット』にエッセイを書いた「ベネヴォラス」⁽¹²⁾である。著者は、自然権としての財産権の不可侵性を強調しつつ、「すべて人間は、生まれながらにして、彼自身の労働の産物に対する排他的な権利を持つ」と主張する。そして、ロックの第三原則を直接引用し、しかもオティスの『イギリス領植民地の権利』に言及しつつ、次のように述べている。

統治一般についての論考においてロック氏が述べているところでは、「最高の権力「立法権」でさえも、いかなる人からも彼の同意なくしては、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることができない」。直接あるいは代理を通じての「人民の同意なくしては、税は人民に課されてはならない」。偉大で有能なある著作者は、これこそが法と正義の第一原則——自由な国家、とりわけイギリス憲法の大きな防壁であると述べている。——オティス氏——『植民地の権利について』等。

「ベネヴォラス」にとつては、「各人が彼の財産を処理する権利が譲渡され得ないものであることを示す」には、「これらの権威」、すなわちロックとオティスを挙げれば十分であった。このように、課税に関するロックの議会権力抑制論第三原則が、植民地の著作者たちに大きな影響力をもったジェイムズ・オティスを通じて、本国議会による課税への反論の根拠として、新聞エッセイに登場している。

ロックの第三原則は、他の経路を通じても、植民地人の間に普及した。キャムデン卿が本国議会において宣言

法を批判した、一七六六年三月三日の有名な演説をしめくくるにあたって、『統治論第二論文』一三八節を引用している。そしてこの議会演説が一七六七年十月にロンドンの新聞に掲載され、この記事が更に、同年暮れから翌年にかけて、ポーツマスからサバンナに至るまで、植民地の多数の新聞にリプリントされている。⁽¹³⁾ 演説は、

「あらゆる場合において」本国議会の植民地に対する立法権を主張した宣言法が、「自然の基本法に反し、永遠で不変の自然法に基づくこの「国の」憲法に反する」とするキヤムデンの信念を表明し、そのために個人の財産の不可侵性と、課税と代表（同意）の相互関係を強調している。印刷された演説の最後のパラグラフにおいて、キヤムデンはロックの立法権力抑制論第三原則を引用している。彼にとって、「[ロック]が書いていることは、現下の主題にきわめてよくあてはまり、きわめてよく私の心情にあっている」のであった。

「最高の権力といえども、いかなる人からも、彼の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも取り上げることにはできない」。——これは、この偉大な人物のコトバであり、あなたが真剣に検討し

てみるに値するものである。——そして、彼「[ロック]」の不朽の名声のために言うならば、神の摂理の下にあって、革命やその幸福な諸結果が、ロック氏によって提示された統治の諸原則に負っているより以上に多くを負っているものを、私は知らない。

「アメリカ人の先祖たち」は「奴隷の状態に陥しめられるために」大西洋を渡ったのでも、荒野を切り開いたのでもないのであるのに、本国議会による課税は、彼らの子孫を奴隷とするものである。というのは、

ロック氏のコトバを用いるならば、「彼らは、他人が好む時に、正当に他人が取り上げることができるところの中に、いったいどんな財産を持つといえるのか？」

キヤムデン演説のこの最後の一文は、『統治論第二論文』一四〇節からの引用であって、この後、植民地の著作者たちによって、きわめてしばしば引用されることになる。植民地人は、キヤムデンを、本国議会における彼らの

擁護者とみなしたただけではなく、彼らと同じイデオロギイ的源泉に訴えている、とみなしたのである。植民地のあるプリンターがこの演説に付け加えた前文によれば、キヤムデンは、「有名なロック氏の統治についての論考によって武装し、それをポケットに入れて持ち歩いていた」のであった。⁽¹⁴⁾ この演説は、オティスのパンフレットとともに、植民地の著作者たちの間に、課税と同意の關係についてのロックの立法権力抑制論第三原則を浸透させる効果を持ったにちがいない。

ロックの立法権力抑制論第三原則は、後に新聞に印刷された「一七六八年四月二五日曜日、フィラデルフィア商人集会における演説」にも現れている。⁽¹⁵⁾ フィラデルフィア商人たちは、ボストンとニュー・ヨークによって始められた不輸入協定に参加するか否かの返答をせまられていた。そして上記演説は彼らに運動への参加を促そうとするものであった。この演説によれば、自由人の財産は彼らの同意なくしては取り上げられないものであり、「我々の先祖は自由人としての国 [Country] に来た」のであるから、「彼らの所有するもの、及び彼らと彼らの子孫が獲得したもの」は、彼らの同意なくしては、「地上のどのような権力によっても合法的に、あ

るいは権利によつて」取り上げられ得ないのである。これに続けて演説は、ロックが立法権力抑制論の四原則を要約した一四二節を引用しつつ、次のように主張する。即ち、国王の同意に基づいて最初の定住者たちによつて設立された植民地政府は、

「(ロック氏が表現しているように) 人々が彼らの財産を自由にできる」政府であった。従つて、(同じ著者が他の箇所で見出ししている結論によれば)、「彼らや彼らの代理人によつて与えられた同意なくしては、彼らの財産に対していかなる税も課されるべきではないし、課され得ない」のである。

本国議会がダウンゼント諸関税によつて、植民地人の財産権を侵害することに成功すれば、「次にくるのは、我々の上に専制的政府をうち立て、我々を奴隷として支配することである。』」というのは、ロック氏が言っているように、「専制権力とは、何の所有権をも持たない人々に対する」権力だからである。このような事態を避けるために、フィラデルフィア商人たちは、不輸入運

動に糾合するべきである、と演説は主張している。

植民地の著作者の多くは、オティスのパンフレットやキヤムデン演説を読んで、ロックの第三原則の有効性を認知し、これらの二次的なテキストから、彼らの議論の要点を抽出したのかも知れない。しかし中には、ロック政治論に精通していて、独自にロック的議論を展開した著作者もいた。「ヴァージニア人」の筆名で、『ペンシルヴェニア・ガゼット』に掲載されたエッセイを例として見てみよう。¹⁶ このエッセイは、タウンゼント諸法に対する大陸植民地の抵抗運動を批判した「バルベイドス人」によって書かれた『ペンシルヴェニア・クロニクル』誌上のエッセイに対する反批判である。「バルベイドス人」が、コーク、バーレイ、ヘイル、アデイソンといった著作家を引用しながら、本国議会の至高性を主張しているのに対して、「ヴァージニア人」はこれらの著作家の考察は、「実質的代表のみではなく事実上の代表をも」実現しているイギリス本国のみに限定されていると反論する。更に「ヴァージニア人」は、「バルベイドス人」がオティスの『イギリス領植民地の権利』を恣意的に曲解している、と彼がみなした点を正している。そして、「ヴァージニア人」は課税と代表の関係について彼自身で論理を展

開するかわりに、ロックをして読者に語らせる、という手法をとっている。彼によれば、ロックの理論こそ、「この時代や他の時代が生み出し得た最もすぐれた論者で、統治についての最良の著作家の見解」である。

この偉大な著作家は、統治についての彼の第二の論考において、自然状態における人間について考察し、更に多大な理性の働きをもって、人がその状態をすてて社会に入る目的を明らかにした後に「次のように」結論している。「即ち」——人々が自らを結びつけて国家に入り、自らを統治の下に置くことの、偉大で主たる目的は、彼らの財産権の保全である。

「ヴァージニア人」は、この後彼のエッセイの残り三分の二を、ロックが第三原則を展開した一三八節から一四〇節までの、長くはあるが正確な引用をもって埋めている。植民地の著作物におけるロック的言語の機能が、単にロックのテキストの断片の表出に過ぎないものではないことを示す例として、次に、ボストン通信連絡委員会への報告文書を書いた以前のサミュエル・アダムズの著作

物を見てみよう。アダムズは「キャンディダス」の筆名で、『ポストン・ガゼット』に様々な記事をよせているが、一七七一年九月から一七七二年一月までの間に書いた、少なくとも三編の記事において、『統治論第二論文』を彼の主たる、あるいは唯一の権威として援用している。これらの記事においてアダムズは、自然権論による政治論を展開しつつ、ロックの第三原則をもって「同意なければ課税なし」の理論的根拠にしようとしている。例えば、一七七一年九月九日の記事では、印紙法以来の本国・植民地間の対立の歴史を回顧しつつ、植民地側の抗議を正当化して次のように述べている。即ち、統治の目的は所有権の保全にあり、所有者の同意なくして取り上げることができるのであればどんな財産も保証されないのであるから、本国議会といえども植民地の同意なくして植民地に課税することはできない。

ロック氏が述べているように、「最高の権力といえども、人民の生命と財産に対して、絶対的で恣意的ではないし、また、そうではあり得ない。——最高の権力といえども、いかなる人からも彼の同意なくして、彼の財産のいかなる部分をも

取り上げることはできない。——というのは、他人が好むままに私の同意に反して、正当に私から取り上げることができないものについて、私は本当には何の所有権も持たないからである」。——これらは、アメリカ人が最近の本国議会制定法への彼らの反対を基づけている唯一の原則である。

ポストンにおけるロックの忠実な信奉者であったサミュエル・アダムズは、通信連絡委員への報告文書を書く一年前にすでに、独自の観点から、『統治論第二論文』の第十一章、とりわけ一三八節の重要性に注目していたのである。⁽¹⁸⁾

以上のように、自然権論に基づく政治論を展開しつつ、一七六七年以後は、ますます多くの著作者たちが、彼らの反本国議会論の理論的根拠を『統治論第二論文』に求めていった。とりわけ彼らは、ロックが受託的権力としての立法権力の抑制論を述べた第十一章に触発され、同章をしばしば引用した。一七六四年のジェイムズ・オティスはすでにロック政治論のこの局面に注目していた。印紙法危機において影響力のあったオティスのパンフレットを読んだり、恐らくは新聞でキャムデン演説を読

んだことによつて、植民地の多くの著作者たちが第十一章の重要性に気づいたものと思われる。しかし、植民地の著作者たちは、決して厳密な理論家ではなかつた。彼らはロッキの自然的自然権論を体系的に展開することはせず。むしろ端的に、課税と同意（代表）の相互関係に関するロッキの第三原則を抜き出して、彼らの理論的武器とした。

さらに植民地の著作者たちは、ロッキが第三原則を述べた諸節の中から、「同意なければ課税なし」のスローガンを補強する特定の文章を引き出して、これを多用した。植民地の議論の前提は、生命、自由、とりわけ財産のよりよい保全のために政府が設立された、とする命題である。この前提と、「同意なければ課税なし」の間には、財産が税であれ他の形態においてであれ、所有者の同意なくして取り去られ得るのであれば所有権は保証されない、とする主張が、論理的中間項として存在する。この中間項を、多くの著作者たちは、ロッキの一三八または一四〇節の一文に見出した。即ち、

というのは私は、私の同意に反して、他人が好むままに、私から正当に取りあげることができる物

について、本当には何の所有権も持っていないからである（一三八節）。

というのは、私は、他人が好む時に、正当に他人が取り上げてかまわないものについて、いったいどんな所有権を持つといえるのか？（一四〇節）。

これら所有権に関するいずれの文章も、タウンゼント論争の間に、植民地の著作物にきわめてしばしば引用されるようになった。ロッキの第三原則が引用される時、引用はほとんど必ずいづれかの文章を含んでいた。著作者たちは、これらの文章が、あたかも彼らの政治的信条の基礎的公理を表現している便利なキャッチワードであるかのごとく、これらの文章を引用し続けた。しかも多くの著作者は、引用原典を示すことさえしなかつた。

これらロッキの所有権に関する文章が、著作者たちの間に流布することとなつた原因をつくつたのは、恐らく本國議會におけるキャムデン演説である。すでに述べたように、キャムデンは「ロッキ氏の統治についての有名な論考によつて武装していた」。そして、彼の演説をしめくくる最後のパラグラフは、ロッキの立法権力抑制論

第三原則に依拠して組み立てられている。しかも印象的なことに、キヤムデンはこのパラグラフを、ロックの上記一四〇節の一文で締めくくっている。同演説を印刷した植民地の新聞の数は、少なくとも十誌にのぼり、ジョン・デイキンソンの『ペンシルヴェニアの農夫の手紙』に次いで二番目に多い。

デイキンソン自身も、ロックの所有権に関する文章を植民地の著作物に広げる役割を果たした。デイキンソンの『農夫の手紙』は、専らイギリスの権利の歴史的言語によって書かれている点で例外的な著作物であり、十二通の手紙を通じて自然権論は、ほとんど本質的な役割を担っていない。しかし、付随的にはあるが、ロックの一四〇節からの一文が、キヤムデン演説からの引用として、第七通目の手紙に引用されている。⁽¹⁹⁾ この引用は、タウンゼント諸関税が、究極的には本国議会をして植民地人の全財産を奪い、植民地人を奴隷状態に陥しめる端初になるであろう、との彼の主張を補強するために用いられている。『ペンシルヴェニア・クロニクル』に連載された『農夫の手紙』は、一七六七年十二月から一七六八年四月にかけて、少なくとも植民地の十九誌の新聞に再掲載されている。恐らく多くの植民地人は、この時期の

六年間を通じて最も影響力をふるった二つの新聞記事であった、キヤムデン演説かデイキンソンの『農夫の手紙』を通して、ロックのこの特定の文章に引きつけられることになったと思われる。

本稿は、一三八節や一四〇節の所有権に関するロックの特定の文章が、植民地の著作物において引用された回数、統計的に示すつもりはない。しかし、これらの文章が植民地人の間で、きわめてポピュラーになっていたことを示す、いくつかの根拠がある。たとえば、ヴァージニア代議会は、マサチューセッツ回状に対する返答において、「同意なければ課税なし」を繰り返す際に、一三八節からの一文を、引用符をつけることも、原典を示すこともせずにつけ加えている。⁽²⁰⁾ このことはロックの一三八節が、同代議会の共通言語の一部となっていたことを示唆する。あるいはまた、本国議会が植民地人の財産権を侵害したとの主張を展開した、『ボストン・イヴニング・ポスト』誌上のあるエッセイは、一四〇節の一文を引用しつつ、この文章が「偉大なるロック氏から」取り出されて「繰り返し引用されている」と証言している。⁽²¹⁾ 以上のように、植民地の著作物たちは、本国議会による植民地への課税権の主張を反駁するに際して、しばし

ば『統治論第二論文』の政治論に訴えた。この局面でロック的言語の果たした役割りは、自然権論に基づく政治論一般がその底辺をなし、一三八節ないし一四〇節から抜き出された、所有権に関する一文がその頂点をなしていた。所有権に関するロックの文章は、「同意なければ課税なし」を補足する便利なキャッチワードであったため、植民地の著作者たちによって、きわめてしばしば引用された。しかし、これらの文章は、『統治論第二論文』から切り取られた単なる断片ではなく、その背景に課税と代表に関するロックの立法権力抑制論第三原則を持っていた。ロックの第三原則は、もとより反国王大権のコンテキストで成立した、イギリス中世以来の憲政的伝統の一部である。しかし、それを議会権力抑制論のコンテキストに置いたロックの表現は、植民地の抗議の原理としてきわめて適格的であったため、多くの著作者たちがこれをもって彼らの抗議の根拠を説明しようとした。そして、第三原則もまた、単なる断片ではなく、その背景に、第十一章「立法権力の範囲について」においてロックが展開した立法権力抑制論を持っていた。印紙法危機において最も影響力があり、一七六七年以後も多くの著作者が言及したジェイムズ・オティスの『イギリス

領植民地の権利』は、自然状態の概念から契約理論を経て立法権力論に至るロック政治論の全体像を提示しつつ、ロックの立法権力抑制論を展開した。一七七二年には、サミュエル・アダムズがオティスの知的営為を繰り返して行なった。そして、オティスとアダムズの間で、多くの著作者たちが、ロック政治論の全体像を繰り返して提示することはしていないが、ロックの第三原則や所有権についての文章を引用することで、オティスの例にならった。従って、多くの著作者たちが『統治論第二論文』を断片的にしか引用していないからといって、彼らの引用は、必ずしも皮層的なものではなく、ロック政治論の下部構造を持っていたのであって、この構造の上に立って彼らは、本国議会権力に挑戦した、とみなすことができる。⁽²²⁾

なお最後に、イギリス本国人によって書かれ、一七六九年にロンドンにおいて出版され、後にいづれもニュー・イングランドでリプリントされた三編のパンフレットを簡単に見ておきたい。これらのパンフレットは、「実質的代表」理論を批判ないし擁護するために、ロックの移住論や「暗黙の同意」論を用いている点できわめて興味深いのであるが、この側面での検討は次節に譲り

たい。現在の我々の観点から重要であるのは、これら三編のパンフレットの間で戦われた論争の一部が、ロックの立法権力抑制論第三原則をめぐってなされていることである。

第一のパンフレットは、政権のアメリカ政策を擁護したパンフレットを批判して、匿名で出版された『ヒルスバラ伯への手紙』⁽²³⁾である。議会主権を強調して課税権も必然的に議会が持つ、とする論敵の主張に反駁するため、このパンフレットは、「偉大なるロックによって力説された、文句のつけようのない議論」⁽²⁴⁾に訴えるとして、ロックが第三原則を述べた一三八節から一四〇節までの全文を引用している。⁽²⁵⁾第二のパンフレットは、政権側のプロパガンデイストであったウイリアム・ノックスによる『イギリスと植民地の間の論争の再考察』である。ノックスは、政権に反対する著作者たちの間で、しばしば『統治論第二論文』が援用されることに刺激されて、彼の論敵たちが、特にロックの第十一章を曲解している、と主張している。彼によれば、第三原則でロックが主張しようとしたことは、議会が「彼ら」[議会]自身の私的な使用や目的」のために「イギリス人民の財産」を取ることができないということであって、「最高の立法権は、

信託に合致して行動するならば」、「公の安全と利益のため、人民の財産のいかなる部分をも処分する」権利があるものであった。⁽²⁶⁾ノックスの弁明にもかかわらず、この点では明らかに、ノックスのほうがロックの第三原則を曲解している、と言わざるを得ない。第三に、エドワード・バンククロフトが、『論争の再考察への論評』において、ノックスに対する反批判を展開している。バンククロフトは、イギリス憲法においては、課税は「本来、人民が彼らの同意によって彼らの財産の一部を、彼らの君主に与える人民の行為であった」と主張し、イギリス憲法における課税の性格についての権威的な説明として、一三九節における「ロック氏の公理」⁽²⁷⁾を引用している。

注

(1) マサチューセッツ代議会からシエルバーン伯への手紙。同様に、一七六八年一月から二月にかけて出された同代議会からコンウェイ、ロッキンガム、キヤムデン、チャタムへの手紙も見られたい。これらの手紙はマサチューセッツからジョージアにかけて、多くの新聞に掲載されている。Boston Gazette, March 21 and 28, 1768; Boston News-Letter, March 31 and April 7, 1768; Providence Gazette, April 14, 1768; Maryland Gazette, April 14, 1768; Georgia Gazette, June 1-22, 1768.

- (2) *Boston Gazette*, March 1, 22, April 12, May 17, &c, 1773; *Boston News-Letter*, March 4, 1773.
- (3) William Knox, *The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed* (London, 1769; rep., Boston, 1769), 6-13. 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19)
- (4) "Liber moriturus" as Thomas Young in *Boston Evening Post*, November 9, 1767.
- (5) 第一二節を引用して同の議論を展開した例として次の新聞エッセイがある。
- "Advertisement to the Reader" of the "Dougliad," no. 1, in *New-York Gazette and Weekly Mercury*, April 9, 1770.
- (6) "A State of the Right of the Colonies and of this Province in Particular," in Boston Committee of Correspondence, *The Votes and Proceedings of the Freeholders and Other Inhabitants of the Town of Boston* (Boston, 1772). 同文書は合計六〇〇部がマサチューセッツの他のタウンや他植民地に発送された。また少なくとも次の二語は掲載された。° *Pennsylvania Journal*, February 3 and March 3, 1773; *Virginia Gazette* (Rind), April 29 and May 27, 1773.
- (7) *The Votes and Proceedings of the Freeholders and Other Inhabitants of the Town of Boston*, 2-3, 7.
- (8) *Ibid.*, 8.
- (9) *Ibid.*, 8-10.
- (10) *Ibid.*, 12.
- (11) *Ibid.*, 11.
- (12) *Boston Gazette*, November 9, 1767.
- (13) *South Carolina Gazette*, December 7, 1767; *Georgia Gazette*, December 23, 1767; *Pennsylvania Chronicle*, December 28, 1767; *New York Journal*, December 31, 1767; *Pennsylvania Journal*, December 31, 1767; *Boston Evening Post*, January 18, 1768; *Boston Chronicle*, January 18, 1768; *Connecticut Courant*, January 25, 1768; *Connecticut Gazette*, February 5, 1768 (Supplement); *New Hampshire Gazette*, June 11, 1773.
- (14) *Boston Chronicle*, January 18, 1768.
- (15) *Boston Evening Post*, May 23, 1768.
- (16) *Pennsylvania Gazette*, September 29, 1768 (Postscript).
- (17) *Boston Gazette*, September 9, 1771; December 23, 1771; January 20, 1772. *Boston Gazette*, January 27, 1772を参照された。
- (18) 「ジュニアム人」ヤサリェル・マダムズ同の主旨を例えは次の資料を参照された。"Junius Americanus's" "A letter to JUNIUS on the Right of Taxation," in *Boston Evening Post*, May 4, 1772 (reprinted in *Connecticut Gazette*, May 8, 1772); Anon., *A Letter to The Right Honourable The Earl of Hillsborough* (London, 1769), 37-39 (reprinted in Boston, 1769 as a pamphlet and in *Providence Gazette*, January 20-February 17, 1770).
- (19) John Dickinson, *Letters From A Farmer In Pennsylvania* (Philadelphia, 1768), 38. 引用箇所は次のとおり。「あ」

も彼らが我々に課税する権利をもつのであれば——我々自身の金銭が我々のポケットに残り続けるか否かは、もはや我々ではなく彼ら次第ということになる。「そうなれば」我々自身のものと呼べるものは何もなくなくなる。あるいはロック氏のコトバを用いるならば、『我々は他人が好む時に正当に他人が取り上げてかまわないものについて、いったいどんな所有権を持つといえるのか?』。

(20) 引用箇所は次のとおり。「人民が本国議会における彼らの代表者たちによって与える同意なくしては、地上のどのような権力も、人民に税を課したり、彼らの財産のどんな小さな部分でも取り上げたりする権利を持たない。——というのは、彼らは、他人が好む時に彼らの同意なしに、彼らから正当に取り上げることが出来る物について、何の所有権も持っていないからである」。ヴァージニア代議会のこの手紙は、少なくとも次の三誌に掲載されている。 *Boston News-Letter*, June 30 1768; *Connecticut Gazette*, July 8, 1768; *Pennsylvania Chronicle*, July 11, 1768.

(21) *Boston Evening Post*, April 12, 1773. 一三八節や一四〇節のこれらの文章が引用された他の例としては、例えど次の史料を見られたい。“Centinel,” no. 6, in *Pennsylvania Journal*, April 28, 1768 (sec. 140, reprinted in *Boston Evening Post*, May 16, 1768); William Hicks, *The Nature and Extent of Parliamentary Power Considered* (Philadelphia, 1768), 2 (sec. 140, reprints in *Pennsylvania Journal*, *New York Journal*, *Boston Gazette*, *Boston Evening Post*, *South*

Carolina Gazette, from January through April, 1768); John Tucker, *A Sermon Preached At Cambridge, Before His Excellency Thomas Hutchinson, Esq* (Boston, 1771), 16 (sec. 138).

(22) これは反対の見解については、Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* (Cambridge, Mass., 1967), 28 を見られたい。ベイリンは、啓蒙思想家たちの植民地への影響を検討した箇所でも、次のように述べている。「啓蒙思想家からの」引用はありあふれている。しかし、これらの引用が反映する知識は古代の古典的著作の場合と同様に、時には皮層的である。ロックは、政治理論の要点においてしばしば正確に引用された。しかし他の場合には、彼は「植民地の」著作者がたまたま議論しているものであれば何であれ支持するために依拠し得るかのごとく、全く無造作な仕方で言及されている」。

(23) Anon., *The Constitutional Right of the Legislature of Great Britain* (London, 1768).

(24) Anon., *A Letter To The Right Honourable The Earl of Hillsborough* (London, 1769), 39. (Reprinted in Boston, 1769 and in *Providence Gazette*, January 20-February 17, 1770).

(25) *Ibid.*, 37-39.

(26) William Knox, *The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed* (London, 1769), 33-35. (Reprinted in Boston, 1769 and in *Boston Chronicle*, April

13-May 18, 1769).

- (27) Edward Bancroft, *Remarks on the Review of the Controversy* (London, 1769), 84-85. (Reprinted in *New London*, 1769).